

学校法人日本医科大学利益相反マネジメントポリシー

学校法人日本医科大学（以下、「本法人」という。）が設置する日本医科大学は、1876年に長谷川泰によって創立された済生学舎を起源とし、その建学精神であった「済生救民」を継承し「いつも誰かのために」という人類の福祉と社会への貢献を謳って、「愛と研究心を有する質の高い医師と医学者の育成」という教育理念を実践して参りました。また、同じく本法人が設置する日本獣医生命科学大学は1881年に私立日本獣医学校として創立され、敬譲と協調、慈愛と人倫を育む科学の創生を説いた「敬譲相和」と「愛と科学の聖業を培う」という教育理念を実践して参りました。

また、両大学では本来の責務とされている教育、研究だけでなく、社会の一員として、国、地方公共団体、産業界、他大学や学術研究機関、地域住民との交流を深め、様々な産学官連携活動を行っていくことが、更なる社会への貢献になると位置付けています。

産学官連携活動に教職員が携わっていく際には、教職員の教育・研究・診療上の責務と産学官連携先との間で利益相反が必ず発生します。これらの利益相反をどのように本法人としてマネジメントしていくのか、社会への説明責任を果たし、教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するために、本法人の利益相反マネジメントポリシーをここに制定します。

基本方針

1. 本法人は、教育・研究活動の自主性を尊重し、生命倫理の重要性を十分認識した産学官連携活動を推進します。
2. 適切な利益相反マネジメントを行い、社会への情報開示と説明責任を果たすことで、透明性の高い産学官連携活動を行います。
3. 本法人における利益相反マネジメントは、教職員の自主性を最大限尊重し、教職員が安心して産学官連携活動に取り組める環境を整備するためのものです。

利益相反の定義

本法人では、利益相反を「教職員が産学官連携活動によって得る個人的利益や社会的責任が、本法人の利益や本法人における教育・研究上の責任と衝突・相反する状況」と定義します。

上記定義には、「教職員が産学官連携活動に伴って得る経済的または個人的利益が、本法人の利益や本法人における責任と衝突・相反している状況」、及び「教職員が営利企業との兼業活動を行うことによって、産学官連携先である企業等に職務遂行責任を有し、本法人における教育・研究・診療上の職務遂行の責任と衝突・相反している状況」の両方を含むものとします。

利益相反マネジメントの対象者

本ポリシーの適用対象者は、本法人の専任教職員とします。
但し、必要がある場合には、専任教職員以外の者に対しても、本ポリシーを適用することがあります。

利益相反マネジメントに対する教職員の義務

産学官連携に携わる本法人の教職員は、利益相反マネジメントポリシーを制定する意図を十分に理解すると共に、次のことを実践する義務を負います。

1. 常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を自らの私的利益のために用いてはならず、産学官連携によって利益相反が発生し得る状況にあるときは、個人的利益について所属長に対して自己申告すること。
2. 本法人の定める規則に則り、必要な情報を開示し、本法人に協力を求められたときは、最大限協力すること。

その他の事項

産学官連携活動における利益相反マネジメントに関し、必要な事項は別に定めるものとします。

(平成 18 年 12 月 1 日制定)